

株式会社室崎商店にかかる株式の譲渡完了について

2013年2月21日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、企業再生支援委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式会社浜田あけぼの水産の株式の譲渡を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ株式その他は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社室崎商店（以下「室崎商店」という。）

注：機構は、株式会社浜田あけぼの水産（株式会社室崎商店より事業再生計画に基づいて漁業事業を譲り受けた新会社。以下「浜田あけぼの水産」という。）の発行した株式の引受けを行っています。

2. 経緯

対象事業者につきましては、2011年9月29日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年11月18日に法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定及び出資決定を行いました。

同年12月には、室崎商店より事業再生計画に基づいて漁業事業を譲り受けた新会社である浜田あけぼの水産に対して、機構は610万円の現金出資を行い、議決権割合の180分の61にあたる普通株式を取得していました。

その後、機構は浜田あけぼの水産の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、浜田あけぼの水産に対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般、山陰事業再生支援2号投資事業有限責任組合への譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、機構は、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年2月28日に株式譲渡を実行する予定です。

（注）株式譲受会社の概要は別紙のとおりです。

3. 出資額等

機構は、浜田あけぼの水産に対して、610万円の現金出資により、議決権割合の180分の61にあたる普通株式61株を取得していました。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣： 意見なし

以上

(別紙) 株式譲受会社の概要

◆山陰事業再生支援2号投資事業有限責任組合

住所 : 島根県松江市白潟本町71番地

無限責任組合員 : ごうぎんキャピタル株式会社

◆ごうぎんキャピタル株式会社

住所 : 島根県松江市白潟本町71番地

設立 : 平成8年1月

資本金 : 1億5千万円

株主 : 山陰合同銀行、山陰総合リース等の合銀関連会社 ほか